

Apple 製品該非判定書

2020 年 1 月 22 日

〒106-6140

東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号

六本木ヒルズ

Apple Japan, Inc.

以下の情報は、すべての Apple 製品に適用されます。

1. 機器は 85 度（摂氏）を超える温度および零下 45 度（摂氏）より低い温度で使用できるか？

回答：いいえ

2. 機器は放射線による影響を防止するように設計されているか？

回答：いいえ

3. 機器は、加重最高性能が 29 実効テラ演算を超えるデジタル電子計算機か？

回答：いいえ

4. 機器は、デジタル電子計算機の機能を向上するよう設計された部分品であって、計算要素を集合させることにより加重最高性能が 29 実効テラ演算を超えるか？

回答：いいえ

5. 機器は、デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタル計算機の付属装置であって、データ転送速度が 2.0 ギガバイト毎秒を超えるか？

回答：いいえ

6. 機器は、シストリックアレイコンピュータ、ニューラルコンピュータ、または光コンピュータであるか？

回答：いいえ

7. 機器は、電子計算機若しくはその付属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように特に設計若しくは改造されたものか？

回答：いいえ

注意

1 本書類で提供する情報およびデータ（以下「本情報」といいます）は予告なく変更されることがあり、またいかなる保証も伴うものではありません。Appleは、本情報について、その内容及び使用目的適合性を含め、明示的にも黙示的にもいかなる保証も致しません。弊社は、本情報につき、その正確性、真実性等いかなる保証あるいは表明も致しません。

2 弊社は、いかなる場合においても、本情報に関連して生じた直接損害、間接損害、派生損害、特別損害、逸失利益を含む一切の損害について、たとえかかる損害の発生の予見可能性が有る場合でも、一切の責任を負いません。

3 本情報は、当社の純正製品で構成されており他社の製品を改造等により組み込んでいないことを前提としています。お客様が当社のソフトウェア製品について、単独の輸出ではなく、当社のソ

ソフトウェア製品がインストールされた他社製品(電子機器など)を輸出する場合は、その製品が輸出規制の対象となる場合があります。

- 4 本情報は個別取引の該当/非該当を判定するものではありません。
- 5 あくまで自己責任のもとに上記をご了解の上、本情報をご利用下さい。

以上